

「米取引の事前契約研究会」（令和3年）
座長メッセージ

令和3年9月28日

1. 今ラウンドの概要

「米取引の事前契約研究会」では、昨年（令和2年）1月から3月に4回の議論を行い、事前契約の拡大に向けた対応等について、「中間とりまとめ」を公表した。本年（令和3年）は、4月から8月にかけて全4回開催し、再び米取引関係者間で意見交換を行った。

第1回では、「中間とりまとめ」以降の事前契約（特に令和3年産の事前契約）の進捗状況や課題を確認した。第2回及び第3回では、小売・中食・外食の実需者から、事前契約の多様な事例や考え方について聴取するとともに、スマート農業との連携を視野に入れたオンラインの事前契約市場や、生産情報等を川下に伝達する新たな手法など、事前契約に関連する新たな動きについても聴取し、議論を深めた。第4回では、現状を踏まえた事前契約の内容や拡大に向けた課題等について、改めて討議した。

今回、一連の議論を踏まえて、米取引における事前契約の目的と機能、事前契約を巡る現状と課題、今後のあり方について改めて取りまとめ、米取引に携わる関係者等に向けた研究会座長からのメッセージとして発出することとした。

2. 事前契約の目的と機能

米取引の事前契約は、量の確保や価格変動のリスクヘッジなどにより、個々の事業者にとって取引や経営の安定を図るためのものであり、その拡大は、米のフードチェーン全体において、需給や価格の安定をもたらすと期待される。

加えて、産地は契約を通じて直接得ることのできた消費者・実需者のニーズを米作りに反映させる体制を構築できるようになる。

こうした観点から、研究会においても、事前契約が米取引の本来の姿であるとの意見や、需要に対するマーチャндаイジングの視点も重要であるとの意見があった。また、将来が見通せる経営を確立することは、生産基盤の維持・管理が今後一層難しくなる中で、稲作への投資環境を整備することになるとの意見が出された。

3. 事前契約を巡る現状と課題

今回、研究会で改めて討議をした結果、生産者、集荷業者、卸売業者、実需者の別を問わず、引き続き、米取引における事前契約による安定取引を拡大・深化していくことが望ましいとの認識であった。

（令和3年産の事前契約を巡る現状）

一方で、近年、事前契約（集荷業者・卸売業者間）の数量や比率は伸びてきたものの、令和3年産では、前年までより後退していた。これについては、需給緩和局面になると、仮に事前契約を締結していても、契約が履行されないリスクを流通段階が抱える恐れのあることや、事前に量を確保するインセンティブが低くなることに加え、事前契約で決めた値幅内で

最終的な価格を決定する方法が曖昧であることが指摘され、それらが事前契約数量の積み上げがない背景にあるとの意見があった。

また、現状は、とにかく取引の確保を優先するため、数量のみ指定された契約が米取引の事前契約の大部分を占めている。しかしながら、本来的には、ビジネス成果を安定させるため、価格も事前に決めた契約に近づけていくことを売り手も買い手も希望しており、特に、中食・外食向けでは、メニュー価格との関係で価格固定のニーズがある。ただし、小売向けでは、需要や価格において意図した変動も意図しない変動もあるために、数量・価格ともに固定した事前契約が難しい場合が多い。

米取引の事前契約は、こうした多様な取引ニーズを包含したものであり、その内容については一つのスキームで進められるものではなく、個々の事情やビジネス慣行によって決められるべきものである。

(事前契約における価格設定の在り方)

事前契約において価格水準そのもの又は価格の決定方法を明確化する意志があったとしても、将来価格を見通すことは困難であり、売り手と買い手の双方が納得・合意しうる具体的な契約手法や価格算定式を確立することが課題となっている。現状で参照しうるものとしては、生産コストを積み上げて価格を設定する事例や、産地と実需者の間で毎年価格を変えずに取引を続けている事例などがある。

ただし、産地との事前契約において、価格を固定した場合に、生産者にとって出来秋以降の相場と比較して有利不利が強く意識されてしまうことが、価格を固定した事前契約を締結するのを難しくする理由の一つだとの意見があった。

こうした状況の中で、今後、米の現物市場の創設の検討が進み、売り手と買い手が納得できる価格指標が形成されるようであれば、事前契約の推進に貢献するのではないかとこの意見もあった。

(産地における課題)

消費が年々低下する状況が続く中で、産地の経営方針として、本来は、実需者等が求める品質や数量に応じてどのように生産をするかの計画を組むことが求められるはずなのだが、現状は、生産してからどう販売するかという（消費者起点ではなく生産者起点の）発想から脱却しきれていないとの意見があった。また、集荷段階以降の事業者間が事前契約で結び付いていても、生産者との事前契約が締結できていなかったり、契約の遵守が徹底されていなかったりして、その後の流通段階でリスクとなることもあるとの意見もあった。

(米の価格変動や価格形成の特徴が及ぼす影響)

これらに加えて、米の価格は年産の切り替わりで大きく変わるために、次年産の需給見通しによっては端境期に向けて価格が大きく変動する可能性、米は加工度が低く製品に占める原料価格の比率が相対的に高いため、価格変動に対して収益構造が脆弱である可能性、出来秋時点で年間を通しての安定性のある価格形成を行うことの実現可能性など、米の価格変動や価格形成の特徴が事前契約の進展を阻害しているのではないかとこの点も課題として指摘された。

4. 事前契約の拡大・深化に向けて

2. で示した事前契約の目的と機能を達成するには、需給環境の変化に関わらず、事前契約が拡大・深化すること、すなわち米取引の多くができるだけ価格条件も組み込んだ事前契約に基づくものとなっていくことが望ましい。他方、豊凶変動や需要変動等により需給状況・価格が不安定になることは常に起こりうるために、取引の全量を事前契約とすることは困難である。

こうした中で、事前契約の拡大・深化を実現するには、個々の米の取引当事者のニーズに応じて、事前契約のメリットが適切に発揮されるようにすることが重要であるが、現在の事前契約の大部分は、契約時に最終的な価格の見通しが困難なため、需給環境の事後変化に対して必ずしも十分な備えが用意されていないものとなっている。

これには、米の将来価格が見通せないだけでなく、事前契約における最終的な価格も見通し難いことが背景として指摘されている。今後、米取引の事前契約を拡大・深化していく上で障害となりうる要因やメカニズムを更に明らかにしつつ、米取引における価格形成のあり方、事前契約における価格設定方法などについて検討を深めていくことが重要である。

特に、現物市場の役割や仕組みを検討する際には、公平性と透明性が確保されるとともに、十分な取引量があり、売り手と買い手の双方が必要とする需給実態を的確に反映した価格指標を形成することにより、事前契約の拡大・深化に対して貢献する市場となることが期待される。

また、単に量を確保するだけでなく、品質や付加的なサービスなどにも配慮しながら産地と実需者を結び付ける契約が拡大していくことが期待される。

繰り返しとなるが、産地では、需要に基づいて生産を行うとの意識が極めて重要であり、昨年の「中間とりまとめ」にもあるとおり、引き続き、事前契約のメリット等を普及・啓発するとともに、事前契約が機能を発揮するための前提条件として、契約遵守等に向けた措置を進めていく必要がある。

加えて、近年、スマート農業の普及により取得できるようになったデータ等を川下へ伝達することや、川上と川下が双方の情報を共有できるようにすることなどの仕組みの確立は、生産者・圃場ごとの米の生産情報や品質情報を重視する事前契約を後押しするものと期待される。我が国は「みどりの食料システム戦略」の策定へと踏み出したところであり、地球環境に貢献する農業手法を見える化する取組みは、環境負荷の低減等に対する政策的支援のみならず、エシカル消費を求める消費者のニーズに応えていく観点からも重要である。

さらに、事前契約は、個々の取引当事者のメリットを背景に相互の自発的な取組みを通じて拡大・深化することをまずは基本としたいが、需要に応じた米の生産・販売を行う体制の構築に資するという観点から、どこまで政策的支援を進めるべきかについて検討されることも期待される。

今回の4回の意見交換を通じて、事前契約の拡大や、それを通じた取引・経営の安定や需給調整・価格の安定に資する上で課題が残されていることは改めて浮き彫りとなったが、今後も節目でこの研究会を開催し、進捗を確認するとともに、議論し尽くせなかった論点についても、更に議論や検討を深めていくことを期待し、本メッセージの締めくくりとしたい。

(以上)